

# 朝日大学情報教育研究センター運営委員会規程

平成7年4月1日  
制定

## (目的)

第1条 この規程は、朝日大学情報教育研究センター規程第9条第2項に基づき、朝日大学情報教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部、教職課程センターから選出された者 各1名

2 運営委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (任期)

第3条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第4条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 施設に関すること。
- (3) 予算の運営に関すること。
- (4) 規程の制定、改廃に関すること。
- (5) その他センターの管理運営に関し必要な事項

## (会議)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。
- 4 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

## (専門部会)

第6条 運営委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

## (庶務)

第7条 運営委員会の事務は、学事部学事二課において行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 朝日大学経営学部電子計算機室運営委員会規程(平成3年7月2日制定)は廃止する。

## 附 則

- 1 この改正は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この規程の改正時に選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則（平成23年2月24日）

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月24日）

この改正は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（2014年2月27日）

- 1 この改正は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正時に選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、2015年3月31日までとする。